

豊中市庄内出張所内広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市庄内出張所（以下「庄内出張所」という）に設置のモニターに掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において広告を掲載するモニター（以下「広告媒体」という。）は、庄内出張所に設置されているものをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名広告に当たるもの
- (6) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (7) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 人権侵害、差別、名誉棄損の恐れがあるもの
- (9) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (10) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現があるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が判断するもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律第2条の適用を受ける業種
- (4) たばこや酒類
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続きの中の事業者
- (8) 悪質な行為等により、過去5年間に行政機関又は公的機関から入札参加停止等の措置を受けた事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 債権取立て、示談引き受け等をうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) いわゆるマルチ商法等、連鎖販売取引を行う内容の広告
- (13) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (14) その他、市長が適当でないと判断するもの

(広告掲載の募集)

第4条 広告媒体に広告の掲載を希望する者の募集は、豊中市（以下「本市」という。）と契約した事業者（以下「広告代理店」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告代理店は、事前に広告主、広告内容の概要などの必要な事項を記入し、庄内出張所に申し込みを行わなければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載の申込みがあった場合は、庄内出張所は、第3条に定める基準に基づき、広告掲載の適否を決定し、広告代理店に通知する。
- 3 庄内出張所は、広告掲載決定後または掲載期間中であっても、実際の発行時期までに広告主及び広告内容が第3条の基準に反する状態に至っていることが判明した場合は、掲載決定を取り消すことができる。

(広告掲載料等)

第6条 広告の掲載期間及び単位、広告掲載時期は、広告代理店と協議のうえ庄内出張所が指定する。

- 2 広告代理店は、広告掲載料または施設の使用料が発生する場合は、庄内出張所が指定する日までに、市指定の納付書により一括して納付しなければならない。

(広告原稿の提出)

第7条 広告代理店は、庄内出張所が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を市に提出するものとする。

- 2 提出する広告の版下原稿は、庄内出張所の指定する仕様とする。
- 3 広告の版下原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告代理店の負担とする。

(広告代理店の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告代理店が負うものとする。

(広告掲載料の不還付)

第9条 既納の広告掲載料または施設の使用料は、原則返還しない。ただし、施設の使用料について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 災害その他不可効力による事由のため当該施設の使用ができなくなったとき。
 - (2) 広告代理店の責めによらない事由で使用を取り消したとき。
- 2 使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料から使用許可期間のうち既に使用した期間に係る使用料を減じた額とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 広告代理店が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 庄内出張所の指定する期日までに広告の版下原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料または施設の使用料を納入しなかったとき。
- (2) 提出された広告の版下原稿が、第3条の規定に反するとき。
- (3) 虚偽の申込みをしたとき。
- (4) その他印刷物等の編集発行上支障が生じたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、庄内出張所長が定める。

附則

この要綱は、令和5年8月21日から実施する。

別添

豊中市市内出張所内広告掲載取扱要綱第3条第1項第11号に定める適当でないと市長が求める基準

<広告の内容によって掲載できないもの>

- ・ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ・ 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- ・ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ・ 広告等の記事を訂正又は否定するもの
- ・ 著しく広告媒体の品位を損なう広告及び誌面の調和を破る広告
- ・ 広告の主体又は責任の所在の不明確な広告
- ・ 広告の目的が不明及び内容説明のあいまいな広告、また暗号と思われる表現、記号、符号のみで表示した広告
- ・ 業務（行政執行）に不利益を及ぼす広告
- ・ 係争中の問題についての広告
- ・ 最高、最大級の表現、他と比較、引用して優位、真実性を表現するものは、それを証明する科学的根拠を明らかにしなければ掲載しない。
- ・ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ・ 社会的に不適切なもの
- ・ 国内世論が大きく分かれているもの
- ・ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- ・ 国内外の皇室、王室又は元首若しくは大会、又は国際機関等の尊厳を傷つける恐れがある広告
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- ・ その他、市が適当でないと判断するもの

<消費者被害未然予防の観点から適切でないもの>

- ・ 誇大な表現（誇大広告）の禁止
- ・ 射幸心を著しくあおる表現
- ・ 人材募集広告
- ・ 虚偽の内容を表示するもの
- ・ 二重価格表示をする場合は、正しい根拠を持った比較対照価格を表示する。
- ・ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- ・ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- ・ 過去一年間に公的機関、行政機関から、悪質な行為等により指名停止、許可取消し等の行政指導を受け、その後当該行政指導内容について改善を見ない企業の広告
- ・ その他、市が適当でないと判断するもの

<青少年保護の観点から適切でないもの>

- ・ 水着及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。
- ・ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- ・ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ・ ギャンブル等を肯定するもの
- ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- ・ その他、市が適当でないと判断するもの